



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 1

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課） 2

公 告

- 採石業務管理者試験の実施（産業政策課） 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所） 7

企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 8

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第73号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成18年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び第4項」を削る。

第4条中「及び第2号」を「及び第2項」に、「第34条の26又は」を「第34条の26第1項及び」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「又は」を「及び」に改める。

第1号様式中「印」を削り、同様式備考5中「すべて」を「全て」に改める。

第2号様式から第7号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり長浜川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年8月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新垣昇	読谷村字長浜388番地
理事	比嘉國夫	読谷村字高志保86番地
理事	知花俊雄	読谷村字渡慶次11番地 2
理事	津波眞市	読谷村字波平97番地
理事	仲村渠英正	読谷村字瀬名波557番地 1
理事	上地彰	読谷村字高志保383番地
理事	知花毅	読谷村字宇座306番地
理事	真栄田武	読谷村字座喜味20番地
監事	松田昌邦	読谷村字宇座387番地
監事	大城芳光	読谷村字高志保429番地 4

任期 令和3年7月1日から令和7年6月30日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新垣昇	読谷村字長浜388番地
理事	比嘉國夫	読谷村字高志保86番地
理事	知花俊雄	読谷村字渡慶次11番地 2
理事	津波眞市	読谷村字波平97番地
理事	長浜眞榮	読谷村字瀬名波227番地 5
理事	島袋義信	読谷村字座喜味1262番地
理事	当真嗣幸	読谷村字長浜169番地
理事	仲村渠英正	読谷村字瀬名波557番地 1
理事	山内武光	読谷村字長浜102番地
理事	上地彰	読谷村字高志保383番地
監事	當山眞市	読谷村字瀬名波32番地
監事	知花毅	読谷村字宇座306番地

沖縄県告示第401号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和3年8月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第402号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和3年8月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

と。

- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第403号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和3年8月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

- (2) 期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

公

告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第50回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和3年8月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

(1) 日時 令和3年10月8日（金曜日）午前10時から午前12時まで

(2) 場所

ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室

イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室

ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室

2 受験手続 受験願書を令和3年8月30日（月曜日）から同年9月17日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書は、原則として簡易書留郵便により提出するものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

3 受験願書配布場所等 受験願書は、沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）及び沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）において配布するほか、沖縄県商工労働部産業政策課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/saiseikijarisaisugyoumukanri.html>）に掲載する。

4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年8月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 (1) 処分をした年月日 令和3年1月26日

(2) 商号名 琉球ストーク株式会社

(3) 代表者名 川口幸治

(4) 所在地 那覇市字安謝205番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12880号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和2年11月19日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

2 (1) 処分をした年月日 令和3年1月26日

(2) 商号名 株式会社比嘉クレーンサービス

(3) 代表者名 比嘉正典

(4) 所在地 南城市大里字仲間439番地5

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13416号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和2年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。

3 (1) 処分をした年月日 令和3年1月26日

(2) 商号名 イデア株式会社

(3) 代表者名 山田郁雄

(4) 所在地 名護市大北四丁目23番5号チャレンジハウス2001C-2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13384号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和2年12月7日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。

- 4(1) 処分をした年月日 令和3年1月26日
(2) 商号名 株式会社白石
(3) 代表者名 白石武之
(4) 所在地 那覇市西1丁目19番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第9418号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年12月10日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年1月26日
(2) 商号名 株式会社桜電機工業
(3) 代表者名 屋比久正彦
(4) 所在地 南風原町字与那覇427番地6
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13753号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年12月10日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年1月26日
(2) 商号名 株式会社真栄田造園
(3) 代表者名 眞栄田義則
(4) 所在地 恩納村字喜瀬武原314番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-30)第8585号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年12月15日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年1月26日
(2) 商号名 伊不動産建設株式会社
(3) 代表者名 伊禮弘友
(4) 所在地 南風原町字兼城47番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13734号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年12月16日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年1月29日
(2) 商号名 神谷内装
(3) 代表者名 神谷良吉
(4) 所在地 八重瀬町字志多伯296番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13066号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年1月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年2月5日
(2) 商号名 長嶺鉄筋工業
(3) 代表者名 長嶺正和
(4) 所在地 糸満市字武富79番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13198号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和3年1月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年8月6日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月5日 沖縄県指令南土第454号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原81番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名護市字宇茂佐1542番地エクセルコート104号室 大城康裕、八重瀬町字東風平192番地10かめハウス302号 大城円香
- 5 検査済証番号 令和3年6月17日 N第1184号
- 6 工事完了年月日 令和3年6月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年8月6日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月30日 沖縄県指令南土第500号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根真和志原790番6及び792番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1361番地の1マンション新崎3-C 新里安芸
- 5 検査済証番号 令和3年6月17日 N第1185号
- 6 工事完了年月日 令和3年6月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年8月6日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月18日 沖縄県指令南土第483号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字嘉数嘉数原72番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高嶺370番地9レーガ豊見城207号室 岩下誠
- 5 検査済証番号 令和3年6月22日 N第1186号
- 6 工事完了年月日 令和3年6月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年8月6日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月9日 沖縄県指令南土第369号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根白川原1175番9ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目43番15-203号よつ葉ガーデン 仲間智紀、糸満市西崎二丁目43番15-203号よつ葉ガーデン 仲間末子

- 5 検査済証番号 令和3年6月25日 N第1187号
- 6 工事完了年月日 令和3年6月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年8月6日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月9日 沖縄県指令南土第373号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里神里原2番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川211番地1 SHALEM新川B103 河野知之
- 5 検査済証番号 令和3年6月25日 N第1188号
- 6 工事完了年月日 令和3年6月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年8月6日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月3日 沖縄県指令南土第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市宇座波当原178番4ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市宇座波1066番地コンフォートハウスH号室 大城卓也
- 5 検査済証番号 令和3年6月25日 N第1189号
- 6 工事完了年月日 令和3年6月17日

企業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年8月6日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 企業局ネットワークシステム用ネットワーク機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務企画課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和3年6月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 畔上修一 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 落札金額 50,727,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年5月14日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---